

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）（抄）（第二条関係）	7

改 正 案	現 行
<p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略）</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条 法別表第二二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。</p> <p>2 法別表第二四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器</p> <p>二 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い</p> <p>三 手押しかな盤及びその刃の接触予防装置</p> <p>四 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器</p> <p>五 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>六 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>七 絶縁用防護具（対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>八 フォークリフト</p> <p>九 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の</p>

- 
- 場所に自走することができるもの
- 十 型枠支保工用のパイプサポート、補助サポート及びウイングサポート
- 十一 別表第八に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具
- 十二 つり足場用のつりチェーン及びつり枠
- 十三 合板足場板（アピトン又はカポールをフェノール樹脂等により接着したものに限る。）
- 十四 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満（スタック式クレーンにあつては、〇・五トン以上一トン未満）のクレーン
- 十五 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満の移動式クレーン
- 十六 つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未満のデリック
- 十七 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター
- 十八 ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト
- 十九 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リフト
- 二十 再圧室
- 二十一 潜水器
- 二十二 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエツクス線装置（エツクス線又はエツクス線装置の研究又は教育のため、使用の都度組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）
- 二十三 ガンマ線照射装置（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）
- 二十四 紡績機械及び製綿機械で、ビーター、シリンダー等の回転体を有するもの
- 二十五 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用
-

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。</p>
<p>26 第一号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）</p> <p>27 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）</p> <p>28 墜落制止用器具</p> <p>29 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のもに限る。）</p> <p>30 ショベルローダー</p> <p>31 フォークローダー</p> <p>32 ストラドルキャリヤー</p> <p>33 不整地運搬車</p> <p>34 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車</p> <p>4 法別表第二に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとする。</p> <p>5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。</p>	<p>いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）</p> <p>26 第一号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）</p> <p>27 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）</p> <p>28 墜落制止用器具</p> <p>29 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のもに限る。）</p> <p>30 ショベルローダー</p> <p>31 フォークローダー</p> <p>32 ストラドルキャリヤー</p> <p>33 不整地運搬車</p> <p>34 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車</p> <p>4 法別表第二に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとする。</p> <p>5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。</p>	<p>法別表第二第三号に掲げる小型ボイラー</p> <p>船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる小型ボイラー</p>

法別表第二第十六号に掲げる	法別表第二第十五号に掲げる 保護帽	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ハロゲンガス用又は有機ガス	物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのもので以外の保護帽	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)	法別表第二第十五号に掲げる 保護帽	法別表第二第十四号に掲げる 絶縁用防具	法別表第二第十三号に掲げる 絶縁用保護具	法別表第二第九号に掲げる防 毒マスク	法別表第二第八号に掲げる防 じんマスク	法別表第二第六号に掲げる防 爆構造電気機械器具	及び電気事業法の適用を受け る小型ボイラー
(新設)	物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのもので以外の保護帽	その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路に用いられる絶縁用防具	その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具	ハロゲンガス用又は有機ガス用防毒マスクその他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒マスク	ろ過材又は面体を有していない防じんマスク	船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆構造電気機械器具	

電動ファン付き呼吸用保護具

用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

(型式検定を受けるべき機械等)

第十四条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかなる場合を除く。)とする。

一 一十二 (略)

(型式検定を受けるべき機械等)

第十四条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかなる場合を除く。)とする。

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの
- 二 プレス機械又はシャワーの安全装置
- 三 防爆構造電気機械器具(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。)
- 四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 五 防じんマスク(ろ過材及び面体を有するものに限る。)
- 六 防毒マスク(ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。)
- 七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの
- 八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの
- 九 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 十 絶縁用保護具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)
- 十一 絶縁用防具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。)
- 十二 保護帽(物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防

十三 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具  
十四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）

止するためものに限る。）  
十三 電動ファン付き呼吸用保護具  
（新設）

○ 労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第五条の二 別表第三第五号、第六号、第十三号又は第十四号に掲げる器具の型式についての検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、その定めるところにより、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が法第十二条第一項の規定により当該検定を受けるため納付しなければならない手数料の額は、前条の規定にかかわらず、同表第五号、第六号、第十三号又は第十四号に定める金額に、第三条の二第一項各号の規定の例により算定した金額の合計額として厚生労働大臣の通知した金額を加算した金額とする。この場合において、同項第一号中「当該検査を行う場所」とあるのは「当該設備等の所在地」と、「以下この条」とあるのは「次号及び第五条の二第二項」と、「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」と、同項第二号中「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」とする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>第五条の二 別表第三第五号、第六号又は第十三号に掲げる器具の型式についての検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、その定めるところにより、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が法第十二条第一項の規定により当該検定を受けるため納付しなければならない手数料の額は、前条の規定にかかわらず、同表第五号、第六号又は第十三号に定める金額に、第三条の二第一項各号の規定の例により算定した金額の合計額として厚生労働大臣の通知した金額を加算した金額とする。この場合において、同項第一号中「当該検査を行う場所」とあるのは「当該設備等の所在地」と、「以下この条」とあるのは「次号及び第五条の二第二項」と、「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」と、同項第二号中「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」とする。</p> <p>2 第三条の二第二項の規定は、審査旅費相当額の計算について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第五条の二第一項」と読み替えるものとする。</p>	
区	分	区	分
	金額		金額
一件につき 円		一件につき 円	

別表第三（第五条、第五条の二関係）

別表第三（第五条関係）

一	プレス機械又はシャワーの安全装置	
(1)・(2)	(略)	
二	十二	(略)

一	プレス機械又はシャワーの安全装置	
(1)	新規検定	一二九、五〇〇
(2)	更新検定	二〇、九〇〇
二	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練る ロール機の急停止装置のうち電気的制動 方式以外の制動方式のもの	一二九、五〇〇
(1)	新規検定	二〇、九〇〇
(2)	更新検定	
三	防爆構造電気機械器具	
(1)	新規検定	
(一)	本質安全防爆構造のもの	八四、九〇〇
	回路部品の数が三〇個未満のもの	一一六、三〇〇
	回路部品の数が三〇個以上五〇個 未満のもの	一五三、一〇〇
	回路部品の数が五〇個以上八〇個 未満のもの	一九〇、六〇〇
	回路部品の数が八〇個以上一三〇 個未満のもの	二二七、五〇〇
(二)	本質安全防爆構造以外のもの 当該機械の幅、奥行及び高さをそ れぞれ一辺とする直方体の体積を センチメートル立方に換算して得 た値（以下この(二)において「換算 値」という。）が二〇未満のもの	八四、九〇〇
	換算値が二〇以上四〇未満のもの	一一六、三〇〇
	換算値が四〇以上六〇未満のもの	一五三、一〇〇
	換算値が六〇以上八〇未満のもの	一九〇、六〇〇
	換算値が八〇以上のもの	二二七、五〇〇
(2)	更新検定	二四、三〇〇

四	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	三九二、三〇〇
(1)	新規検定	二四、三〇〇
(2)	更新検定	二〇一、七〇〇
五	防じんマスク	二〇一、七〇〇
(1)	新規検定	二〇一、七〇〇
(2)	更新検定	二〇一、七〇〇
六	防毒マスク	
(1)	新規検定	一二五、五〇〇
(一)	吸収缶のみについて型式検定を受ける場合	一二五、五〇〇
(二)	ける場合	二一九、八〇〇
(2)	(一)に掲げる場合以外の場合	二二、一〇〇
七	木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	二二、一〇〇
(1)	新規検定	二二九、五〇〇
(2)	更新検定	二二、四〇〇
八	動力により駆動されるプレス機械	
(1)	新規検定	四八四、一〇〇
(2)	更新検定	二四、三〇〇
九	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	
(1)	新規検定	三九八、八〇〇
(2)	更新検定	二四、三〇〇
十	絶縁用保護具	
(1)	新規検定	一三二、四〇〇
(2)	更新検定	二四、三〇〇
十一	絶縁用防具	
(1)	新規検定	一三二、四〇〇
(2)	更新検定	二四、三〇〇
十二	保護帽	
(1)	新規検定	一三一、九〇〇

<p>十三 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>十四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>(1) 新規検定</p> <p>(一) 吸収缶のみについて型式検定を受ける場合</p> <p>防じん機能を有するもの</p> <p>(二) (一)に掲げる場合以外の場合</p> <p>防じん機能を有するもの</p> <p>防じん機能を有しないもの</p> <p>(2) 更新検定</p>	<p>一、一八八、八〇〇</p> <p>一、一五四、九〇〇</p> <p>一、二三七、五〇〇</p> <p>一、二〇二、二〇〇</p> <p>二二、一〇〇〇</p>
<p>(2) 更新検定</p> <p>十三 電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>(1) 新規検定</p> <p>(2) 更新検定</p> <p>(新設)</p>	<p>二四、三〇〇</p> <p>三八九、三〇〇</p> <p>二二、一〇〇〇</p>
<p>備考</p> <p>一 「新規検定」とは、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十四条の二に規定する機械等（以下「機械等」という。）を製造し、若しくは輸入した者又は外国において機械等を製造した者が新規に当該機械等の型式について受ける検定をいう。</p> <p>二 「更新検定」とは、型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者が機械等の型式について受ける検定をいう。</p>	
<p>備考</p> <p>一・二 (略)</p>	